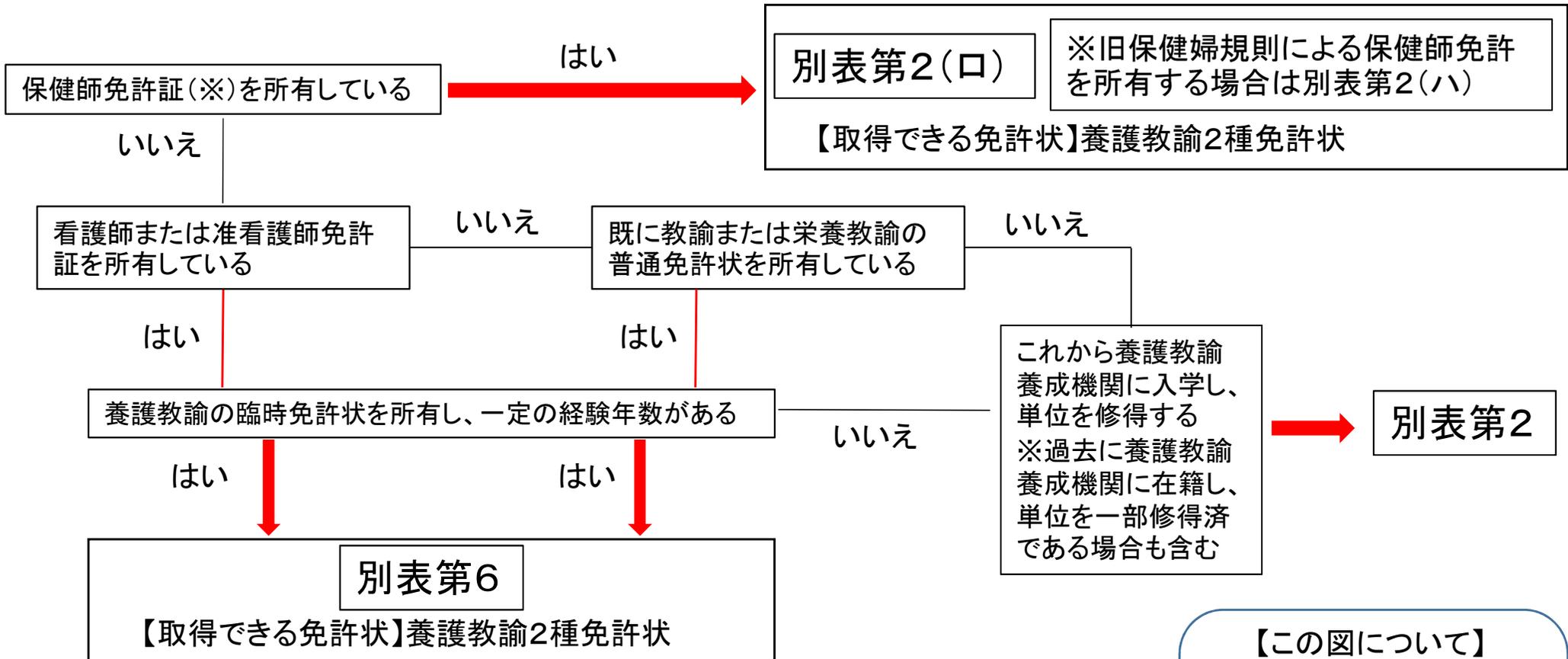


養護教諭免許状取得方法

※はじめて養護教諭の普通免許状を取得する場合



<別表第2(ロ・ハ)により取得しようとする場合>

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める4科目(8単位)の修得も必要です。

※この66条の6の科目については、養護教諭養成機関以外の大学等でも単位修得可能です。

<別表第6により取得しようとする場合>

所有する免許証により必要となる教職経験年数及び単位数が異なりますが、必要年数を満たすまでの間に単位を修得しておくことも可能です。

【この図について】

養護教諭の普通免許状を取得する方法を図にしたものですが、教職経験年数やこれまでの単位修得状況により、どの方法を選択するのがベストなのかは個人ごとに異なりますので、この図はあくまでも「参考」としてください。

【別表第2】 学位等の基礎資格+養護教諭養成機関での単位修得により養護教諭の免許状を取得する

※所有する教諭または栄養教諭免許状を取得した際の単位を流用し、これから修得すべき単位数を少なくする場合も含む

【別表第6】 養護教諭臨時免許状での勤務経験年数に応じた単位数を修得することにより、養護教諭2種免許状を取得する